

令和 6 年 6 月 11 日現在

機関番号：34416

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2023

課題番号：19K13532

研究課題名（和文）デジタル化の進展と集团的労使関係法の変容 - 争議行為法理の基礎研究

研究課題名（英文）Digitalization and the Transformation of Labor Relations Law: A Basic Study of the Law of Dispute Conduct

研究代表者

植村 新 (Uemura, Arata)

関西大学・法学部・准教授

研究者番号：10733975

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、「デジタル化の進展によって生じる集团的労使関係法の変容を考察する」という目的を実現するべく、当該問題に関わるドイツ法の法令・判例・学説を分析し、日本法の検討作業を進めた。成果として、第一に、ドイツ法では、労働組合が労働者を包摂し、交渉単位内の労働者を公正に代表するよう労働組合に働きかける制度や法理が存在し、かつ、そうした制度や法理が社会・経済状況の変化に対応するべく、柔軟に変更されているという知見を得た。第二に、現行の社会状況下で、日本の主流をなす企業別組合にはどのような将来像を目指すことが求められ、そのためには労働法からのいかなる法的支援・手当てが可能かということ論じた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

上記のような成果を導出することで、労働法学界に一定の学術的な貢献をすることができた。社会的意義との関係では、本研究課題を効果的に遂行する一環として連合総研「『理解・共感・参加を推進する労働組合の未来』」に関する調査研究に参加し、労働問題に関する研究者との研究会や組合関係者との検討会を重ねた。検討の結果は成果報告書としてWeb上に公表されている。

研究成果の概要（英文）：In order to realize the objective of "examining the transformation of labor relations law caused by the progress of digitalization," this study analyzed German laws, precedents, and theories related to the issue, and proceeded to examine Japanese law. First, I found that in German law, there are systems and legal principles that encourage labor unions to be inclusive and fairly represent workers in the bargaining unit, and that these systems and legal principles have been flexibly modified in response to changes in social and economic conditions. Second, I discussed what kind of future vision Japan's mainstream enterprise-based unions should aim for under the current social conditions, and what kind of legal support and assistance from labor law are possible to achieve this vision.

研究分野：労働法

キーワード：労働法 集团的労使関係法 争議行為法 ドイツ労働法

様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

研究開始当初の背景は、次のようなものであった。すなわち、ICT や AI、ロボット等のデジタル技術が急速に発達し、社会の様々な場面に普及している。このデジタル化の進展がわが国の雇用社会にいかなる変化をもたらすのか、雇用社会を規律する労働法は当該変化にいかに対応すべきかという問題が、理論的にも政策的にも重要な課題として急浮上してきている。デジタル化が進展した雇用社会においては、労働のオートメーション化が進むことで定型的な仕事が機械によって代替されるようになると同時に、非定型的な仕事に必要な労働力は外部労働市場から調達されるようになる（派遣労働者や有期労働者の活用、業務のアウトソーシング等）。こうして進められる経営のスリム化によって、一企業内の労働者としてではなく複数の企業と契約を締結する労働者または個人事業主として業務に従事する自営的就労者が増加すると予測される。また、クラウドや IT サービス、モバイル機器を活用することにより、自宅や外出先といった企業外の場所で都合の良い時間に業務に従事することも可能になる。こうした時間や場所にとらわれない柔軟な働き方（テレワーク）は潜在的な労働力を活用する有効な方途として、政府内でもその推進に向けた取組みが行われている（厚生労働省「柔軟な働き方に関する検討会報告書」（2017年）等）。クラウドワークやテレワークの普及が進めば、労働者の就労の場は他の労働者と時間・場所を共有する職場を離れ、ネットワーク化された仮想的な空間へと移行することになる。

以上のように、雇用社会のデジタル化に端を発する労働のオートメーション化、経営のスリム化、就労のネットワーク化という変化によって、一企業内において特定の時間・場所に従属的な労働に従事するという従来型の労務提供態様は大きく変化しつつある。この変化は、従前の労務提供態様を前提として構築されてきた集団的労使関係法のあり方にも大きな変化を迫っている。近時の裁判例においても、労働組合のウェブサイト上での組合活動の適法性が争われる裁判例が登場するなど（連合ユニオン東京 V 社ユニオンほか事件・東京地判平成 30・3・29 労判 1183 号 5 頁）、デジタル技術を用いた団体行動の萌芽を見て取ることができる。これらの社会的・法的状況を踏まえて、「デジタル化が進展する雇用社会において集団的労使関係法は今後どのように展開しうるか、すべきか」を解明する必要がある。この課題を解決するための第一歩として、労務給付態様の変化することでその規整内容がダイレクトな影響を受ける争議行為法の分野に着目して、デジタル化の進展によってもたらされる争議行為法の変化と展開の可能性を考察する。

2. 研究の目的

本研究は、デジタル化の進展によって生じる集団的労使関係法の変容を考察するという課題を解決するための基礎研究として、デジタル化の進展によって争議行為法に生じうる変化と展開の可能性を解明することを目的とした。集団的労使関係法のなかでも特に争議行為法を検討対象とするのは、争議行為が労務の不提供を中心に実施されるものであり、上述した労務提供態様の変化の影響を、いわばその裏面から最もダイレクトに受けると考えられるからである。

3. 研究の方法

上記の目的を達成するために、本研究では、ドイツにおける法状況および議論状況を調査・分析し、わが国における争議行為法の変化と展開の可能性を検討するという方法を採用した。

上記のような方法を採用したのは、第一に、わが国の争議行為法理論はドイツ法の議論から強い影響を受けながら発展してきた。それゆえ、ドイツ法においてどのような議論が展開されているのかを参照する意義は小さくないと考えたからである。第二に、デジタル化の進展は世界規模で進行している現象であるところ、ドイツは、デジタル化の進展による雇用社会への影響に関して先進的な議論や取り組みが早くから展開されている国である。この意味でも、わが国の争議行為法と集团的労使関係法の今後を考察するに当たって、ドイツ法の議論を参照する価値は高いと思われたからである。

4. 研究成果

本研究により、まず、ドイツでは大きく 2 つの方向で議論が展開されていることが明らかになった。第一に、労務の不提供を中心とする伝統的な争議行為をデジタル化された雇用社会に適合的なものへと変化させていこうとする議論であり、第二に、デジタル技術を駆使したまったく新しい争議行為を発展させていこうとする議論である。

第一の議論に関しては、支援ストライキ（Unterstützungsstreik）に関する連邦労働裁判所（BAG）判決とフラッシュモブ（Flashmob）に関する BAG 判決とが注目された。支援ストライキに関する判決（BAG, Urteil vom 19.06.2007, BAGE 123, 134-152）は、支援ストライキの対象となる使用者が、主たるストライキの対象となっている使用者と経済的に近接している等の場合、労働組合は他の労働組合のストライキを支援するためのストライキを招集できると判示した。事業所外の第三者もストライキを行えるとされた点は、従来の判例法理を大きく変更するものである。また、フラッシュモブに関する判決（BAG, Urteil vom 22.09.2009, BAGE 132, 140-161）は、電子メールや SNS 等の ICT を活用して組合員以外の第三者にも争議行為への参加を募って実施される争議行為も、およそ不適法となるわけではないと判示した。争議行為の目的となっている要求と何ら関係ない第三者も争議行為に参加させられるとした点も、従来の判例法理には見られない変化である。

第二の議論に関して、ドイツでは、DDoS 行動（DDoS-Aktionen）という新しい争議行為の可能性が検討されている。DDoS（Distributed Denial of Service：分散型サービス拒否）行動とは、DoS 行動を複数のコンピュータを用いて分散的に実施することをいう。DoS 行動とは、争議対象のサーバへ一斉に多数のアクセスを行うことで負荷をかけ、処理能力を超えさせることにより顧客からの正当なアクセスを妨害することである。DDoS 行動は仮想空間で行われるサイバー攻撃である点で、現実の空間での労務提供拒否というかたちで行われる従来型の争議行為とは一線を画するものであった。

以上を踏まえて、ドイツ法では、労働組合が労働者をできるだけ包摂するよう、あるいは交渉単位内の労働者を公正に代表するよう労働組合に働きかける制度や法理が存在しており、しかも、こうした制度や法理は、集团的労使関係の前提となる社会・経済状況の変化に対応するべく、その時々状況に応じて柔軟に変更が加えられているという知見を獲得した。この比較法的検討から得られた問題認識の下、現行の社会状況下で、日本の主流をなす企業別組合にはどのような将来像を目指すことが求められ、そのためには労働法からのいかなる法的支援・手当が可能かということ論じた。そのうえで、「職場全体の公正な代表」となることが選択肢のひとつとしてありうるとして、団結、団体行動、労働協約、争議行為の各段階で、企業別組合が職場全体の公正な代表となることを後押しするための法解釈を、これまでの学説上の議論も踏まえながら検討した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 植村新	4. 巻 134
2. 論文標題 非正規雇用と労働条件の集团的規律	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本労働法学会誌	6. 最初と最後の頁 70-86
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 植村新	4. 巻 257
2. 論文標題 一般的拘束力 - 朝日火災海上保険（高田）事件	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 労働判例百選（第10版）	6. 最初と最後の頁 188-189
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 植村新	4. 巻 1531
2. 論文標題 組合ホームページ上での使用者批判と組合活動の正当性 連合ユニオン東京V社ユニオン事件	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ジュリスト臨時増刊（平成30年度重要判例解説）	6. 最初と最後の頁 226-227
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 植村新	4. 巻 -
2. 論文標題 企業別組合の未来と労働法	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 連合総研報告書「労働組合の「未来」を創る」	6. 最初と最後の頁 27-35
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 植村新
2. 発表標題 非正規雇用と労働条件の集团的規律
3. 学会等名 日本労働法学会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 山本陽大 = 井川志郎 = 植村新 = 榎原嘉明	4. 発行年 2022年
2. 出版社 労働政策研究・研修機構	5. 総ページ数 414
3. 書名 現代ドイツ労働法令集	

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------